

千葉大学薬友会会則

平成2年10月13日施行、平成28年7月9日改訂、令和6年12月28日内規改訂

第1章 総則

第1条 本会は千葉大学薬友会と称する。

第2条 本会は本部を千葉大学薬学部・薬学研究院（以下、『薬学部』という）におく。

第3条 本会は会員相互の親睦と会員の向上に資すると共に、薬学部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 総会並びに親睦会の開催
2. 講演会、文化行事等の開催
3. 会報および会員名簿の発行
4. その他必要な事業

第2章 会員

第5条 本会は次の会員よりなる。

1. 正会員 千葉大学薬学部教職員、旧教職員、千葉医学専門学校薬学科卒業生、千葉医科大学付属薬学専門部卒業生、千葉大学薬学部卒業生、千葉大学薬学部専攻科修了生、千葉大学大学院薬学研究科修了生、千葉大学大学院医学薬学府（薬学領域）修了生、研究生等、および在校生
2. 名誉会員 本会に功績ある者の中から役員会が選出し、総会において承認された者
3. 賛助会員 前二項以外で、本会に格別な貢献をした者のうち、役員会において承認された者

第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名

第7条 会長は薬学部長がこれに当り、本会を代表して会務を総理する。

第8条 会長以外の役員は総会においてこれを選出する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は予め定められた順序によりこれを代行する。

第10条 会長は理事のうち若干名に常任理事を委嘱する。

第11条 常任理事は会長を補佐し、本会の会務を行う。

第12条 理事は常任理事と協力して会務を行う。

第13条 監事は本会の資産、会計および会務に関する監査を行う。

第14条 本会は顧問若干名をおくことができるものとし、会長が会員の中からこれを委嘱する。

第15条 顧問は役員会に出席し、会務について意見を述べるができる。

第16条 役員任期は毎定期総会までとする。ただし再任を妨げない。なお、会長の任期は薬学部長の在任期間とする。

第17条 役員欠員の生じた時は会長が後任者を委嘱できる。その任期は前任者の在任期間とする。

第4章 会議

第18条 本会は隔年1回定期総会を開くものとし、会長がこれを招集する。なお役員会が必要と認めた場合には臨時総会を開くことができる。

第19条 総会においては次の事項を行う。

1. 過年度の事業および会計の報告
2. 役員を選任
3. 事業・予算計画
4. その他

第20条 常任理事会および役員会は会長が招集する。

第21条 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合には議長が決するところによる。

第5章 会務

第22条 本会は第4条に規定した事業を遂行するため次の各委員会をおく。委員は常任理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

1. 総務委員会
2. 財務委員会
3. 事業委員会
4. 名簿委員会
5. 広報委員会

第23条 前条の各委員会の責任者は常任理事がこれにあたり、副会長が統轄する。

第24条 総務委員会は本会の一般会務に関する事項を処理する。

第25条 財務委員会は会費の徴収等会計一般に関する事項を処理する。

第 26 条 事業委員会は講演会、文化行事等の事業の開催に関する事項を処理する。

第 27 条 名簿委員会は会員名簿等の編集発行に関する事項を処理する。

第 28 条 広報委員会には会報担当部門と情報担当部門をおく。情報担当部門はホームページ管理・運営等に関する事項を処理し、会報部門は会報等の編集発行に関する事項を処理する。

第 6 章 会計

第 29 条 本会の経費は入会費、会費、寄付金およびその他の収入である。

第 30 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日迄とする。

第 7 章 支部

第 31 条 本会は支部を置くことができ、本部がこれを統轄する。

第 32 条 支部を結成した場合には支部規則、会員名簿を付けて本部に届け出るものとする。

第 33 条 支部は本部との連絡を緊密にし、その状況を報告する。

第 8 章 付則

第 34 条 本会則の改正は役員会の議を経たのち、総会の承認を得なければならない。

第 35 条 本会則は平成 2 年 10 月 13 日より施行する。

第 36 条 本会則の施行に伴い、昭和 51 年 7 月 2 日施行の千葉大学薬学部同窓会会則は廃止される。

千葉大学薬友会会則内規

平成 2 年 10 月 13 日制定、令和 6 年 12 月 28 日改訂

この内規は平成 2 年 10 月 13 日施行の千葉大学薬友会会則の解釈、運用についての指針を定めたものである。

1. 会則第 5 条の『教職員』は、薬学部の教育・研究に従事する職員をいう。
2. 会則第 5 条の『研究生等』は、在籍期間が半年以上の研究生、研究留学生、研修生等で、修了生および在学生在をいう。
3. 会則第 8 条において、副会長 3 名の選任にあたっては、2 名は学外の卒業生・修了生より選び、1 名は薬学部教職員より選ぶ。
4. 会則第 8 条において、理事の選任にあたっては、卒業（修了を含む）年毎に 1～2 名の理事（卒業年別理事）を選び、他に会長の推薦による 25 名以内の理事（推薦理事）を選ぶ。
5. 会則第 29 条の入会費は令和 7 年度から 30,000 円とする。ただし、下記の者についてはこれを免除する。
 1. 名誉会員
 2. 本会則施行時に千葉大学薬学部同窓会の終身会員となっていた者。ここで終身会員とは、昭和 62 年 10 月 24 日発行の千葉大学薬学部同窓会名簿に○印の付されている者、およびこれ以降、本会則施行時までに入会費 10,000 円を納入した者をいう。
6. 会則第 29 条の経費に関して、本会は千葉大学薬学部同窓会の剰余金を引き継ぐものとする。

以上